



糸満市公告第5号

那覇広域都市計画事業真栄里土地区画整理事業の事業計画（第1回変更）において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項の規定において準用する同条第10項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月29日

糸満市長 當銘 真栄



記

1 縦覧場所

糸満市潮崎町1丁目1番地 糸満市役所
真栄里地区事業推進局 区画整理課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで